

和光市景観計画手引（景観法の届出等の手続き編）

平成 2 2 年 4 月 1 日

和光市

目 次

第 1	趣旨 -----	1
第 2	届出書等及びその提出先 -----	1
第 3	添付図書 -----	2
第 4	提出部数 -----	6
第 5	「行為の届出」及び「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」の対象行為 -----	6
第 6	「変更の届出」の対象行為 -----	7
第 7	「工事完了の届出」の対象行為 -----	7
第 8	「行為の届出」及び「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」の対象となる 「行為の規模」 -----	7
第 9	「行為の届出」及び「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」の適用除外 -----	8
第 10	屋外広告物及び点滅光源 -----	9
第 11	関係法令の確認 -----	10
第 12	「行為の届出」、「変更の届出」、「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」 及び「工事完了の届出」の主な流れ -----	10
	フローチャート -----	12

第1 趣旨

この手引は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)、和光市景観条例(平成21年条例第24号。以下「条例」という。)及び和光市景観条例施行規則(平成21年規則第38号。以下「規則」という。)並びに和光市景観計画(以下「景観計画」という。)に基づく次に掲げる事務処理の円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項を定めるものです。

「行為の届出」《法第16条第1項》

「変更の届出」《法第16条第2項》

「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」《法第16条第5項》

「工事完了の届出」《条例第15条》

第2 届出書等及びその提出先

次に掲げる届出等の書類の提出先は、都市整備課です。

1 法第16条第1項の規定による「行為の届出」

内 容 建築物の建築等、工作物の建設等及び物件の堆積を行うに当たっての届出
様 式 『景観計画区域内における行為の届出書』
【規則様式第1号】

2 法第16条第2項の規定による「変更の届出」

内 容 「行為の届出」をした事項を変更するに当たっての事前の届出
様 式 『景観計画区域内における行為の変更届出書』
【規則様式第3号】

3 法第16条第5項の規定による「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」

内 容 国の機関又は地方公共団体が、建築物の建築等、工作物の建設等及び物件の堆積を行うに当たっての通知
様 式 『景観計画区域内における行為の通知書』
【規則様式第7号】

4 条例第15条の規定による「工事完了の届出」

内 容 「行為の届出」をした建築物の建築等及び工作物の建設等の工事が完了したときの届出
様 式 『工事完了届出書』
【規則様式第11号】

第3 添付図書

1 「行為の届出」及び「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」の届出書等の添付図書

◎建築物及び工作物

届出等		届出書	添付図書
建築物・工作物	行為の届出 《法第16条第1項》	景観計画区域内における行為の届出書 【規則様式第1号】	① 付近見取図(略称):『建築物又は工作物の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面』で縮尺2,500分の1以上のもの 《省令第1条第2項第1号イ》 ② 現況写真(略称):『当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真』 《省令第1条第2項第1号ロ》 ③ 配置図(略称):『当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面』で縮尺100分の1以上のもの 《省令第1条第2項第1号ハ》 ④ 『景観形成基準対応説明書』【規則様式第2号】 《省令第1条第2項第4号、条例第10条第1項、規則第4条第2項》
	国の機関又は地方公共団体の行為の通知 《法第16条第5項》	景観計画区域内における行為の通知書 【規則様式第7号】	⑤ 各立面図(略称):『次に掲げる基準に適合する図書』 (1) すべての立面を表示した4面以上の立面図(市長が4面以上の必要がないと認めるときは、2面又は3面の立面図)であること。 (2) 建築物又は工作物として図示された部分に当該建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。 (3) 縮尺100分の1以上のものであること。 《省令第1条第2項第4号、条例第10条第1項、規則第4条第1項第1号》 ⑥ 開発区域付近見取図(略称):『開発区域の位置並びに当該開発区域内及び当該開発区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの』 面積が1,000㎡以上の開発区域(都市計画法第29条第1項各号に掲げる開発行為に係るものを除く。)内のそれぞれの敷地で行う建築物の新築の場合に添付すること。 《省令第1条第2項第4号、条例第10条第1項、規則第4条第1項第2号》 ⑦ 開発区域現況写真(略称):『当該開発区域及び当該開発区域の周辺の状況を示す写真』 面積が1,000㎡以上の開発区域(都市計画法第29条第1項各号に掲げる開発行為に係るものを除く。)内のそれぞれの敷地で行う建築物の新築の場合に添付すること。 《省令第1条第2項第4号、条例第10条第1項、規則第4条第1項第3号》 ⑧ 『その他参考となるべき事項を記載した図書』 《省令第1条第2項第3号》 ⑨ 『委任状』(様式は任意) 届出等を、代理人が代理して届出等する場合は『委任状』を添付すること。

※前各添付図書に明示すべき事項は、次の表のとおりです。

図書の種類	明示すべき事項
① 付近見取図(略称):『建築物又は工作物の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの』	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 道路 (4) 目標となる地物 (5) 届出等に係る敷地の区域 など
② 現況写真(略称):『当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真』	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示すカラー写真
③ 配置図(略称):『当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの』	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 敷地の境界線 (4) 敷地内における建築物、工作物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員 (5) 隣接する土地の建築物等の種類 (6) 現況写真の撮影方向 など
⑤ 各立面図(略称):『次に掲げる基準に適合する図書』 (1) すべての立面を表示した 4 面以上の立面図(市長が 4 面以上の必要がないと認めるときは、2 面又は 3 面の立面図)であること。 (2) 建築物又は工作物として図示された部分に当該建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。 (3) 縮尺 100 分の 1 以上のものであること。	(1) すべての立面を表示した 4 面以上の立面図(市長が 4 面以上の必要がないと認めるときは、2 面又は 3 面の立面図)であること。 (2) 建築物又は工作物として図示された部分に当該建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。 (3) 縮尺 (4) 方位 (5) 寸法 (6) 開口部の位置 (7) 外観の部分の材料の種類 (8) 仕上げの寸法 など
⑥ 開発区域付近見取図(略称):『開発区域の位置並びに当該開発区域内及び当該開発区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの』	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 道路 (4) 目標となる地物 (5) 届出等に係る開発区域 など
⑦ 開発区域現況写真(略称):『当該開発区域及び当該開発区域の周辺の状況を示す写真』	当該開発区域及び当該開発区域の周辺の状況を示すカラー写真

◎ 物件の堆積

届出等		届出書	添付図書
物件の堆積	行為の届出 《法第16条第1項第4号、条例第10条第2項》	景観計画区域内における行為の届出書 【規則様式第1号】	① 付近見取図(略称):『物件の堆積を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面』で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの 《条例第10条第2項第1号、規則第4条第3項第1号》 ② 現況写真(略称):『当該土地及び当該土地の周辺の状況を示す写真』 《条例第10条第2項第2号》 ③ 配置図(略称):『当該土地の区域内における物件の堆積を行う位置並びに堆積の方法及び高さを表示する図面』で縮尺 100 分の 1 以上のもの 《条例第10条第2項第3号、規則第4条第3項第2号》
	国の機関又は地方公共団体の行為の通知 《法第16条第5項》	景観計画区域内における行為の通知書 【規則様式第7号】	④ 『景観形成基準対応説明書』【規則様式第2号】 《条例第10条第2項第4号、規則第4条第2項》 ⑤ 各立面図(略称): 遮へい物に関する『次に掲げる基準に適合する図書』 (1) すべての立面を表示した 4 面以上の立面図(市長が 4 面以上の必要がないと認めるときは、2 面又は 3 面の立面図)であること。 (2) 植栽により遮へいする場合は、その樹種、樹高及び植樹する本数が表示されていること。 (3) 鋼板等により遮へいする場合は、当該遮へいするものとして図示された部分に当該遮へいするものに施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。 (4) 縮尺 100 分の 1 以上のものであること。 《条例第10条第2項第5号、規則第4条第4項第1号》 ⑥ 『参考となるべき事項を記した図書』 《条例第10条第2項第5号、規則第4条第4項第2号》 ⑦ 『委任状』(様式は任意) 届出等を、代理人が代理して届出等する場合は『委任状』を添付すること。

※ 前各添付図書に明示すべき事項は、次の表のとおりです。

図書の種類	明示すべき事項
① 付近見取図(略称):『物件の堆積を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの』	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 道路 (4) 目標となる地物 (5) 届出等に係る土地の区域 など
② 現況写真(略称):『当該土地及び当該土地の周辺の状況を示す写真』	当該土地及び当該土地の周辺の状況を示すカラー写真
③ 配置図(略称):『当該土地の区域内における物件の堆積を行う位置並びに堆積の方法及び高さを表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの』	(1) 縮尺 (2) 方位 (3) 土地の境界線 (4) 土地の区域内における物件の堆積の位置並びに土地に接する道路の位置及び幅員 (5) 隣接する土地の建築物等の種類 (6) 現況写真の撮影方向 など
⑤ 各立面図(略称):『次に掲げる基準に適合する遮へい物に関する図書』 (1) すべての立面を表示した 4 面以上の立面図(市長が 4 面以上の必要がないと認めるときは、2 面又は 3 面の立面図)であること。 (2) 植栽により遮へいする場合は、その樹種、樹高及び植樹する本数が表示されていること。 (3) 鋼板等により遮へいする場合は、当該遮へいするものとして図示された部分に当該遮へいするものに施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。 (4) 縮尺 100 分の 1 以上のものであること。	(1) すべての立面を表示した 4 面以上の立面図(市長が 4 面以上の必要がないと認めるときは、2 面又は 3 面の立面図)であること。 (2) 植栽により遮へいする場合は、その樹種、樹高及び植樹する本数が表示されていること。また、鋼板等により遮へいする場合は、当該遮へいするものとして図示された部分に当該遮へいするものに施す彩色と同一の彩色が施され、かつ、その彩色のマンセル表示が記載されていること。 (3) 縮尺 (4) 方位 (5) 寸法 (6) 開口部の位置 (7) 外観の部分の材料の種類 (8) 仕上げの寸法 など

2 「変更の届出」の届出書等の添付図書

届出等	届出書	添付図書
建築物・工作物・物件の堆積 変更の届出 《法第 16 条第 2 項及び条例第 12 条》	景観計画区域内における行為の変更届出書 【規則様式第 3 号】	法第 16 条第 1 項の規定による届出に添付した図書(当該変更が同条第 2 項の規定による届出をしたものに係る再度の変更である場合は、同条第 1 項及び第 2 項の規定により届け出た際に添付した図書)のうち、当該変更に関係のあるものであって当該変更の内容を表示したもの 《規則第 5 条》

3 「工事完了の届出」の届出書等の添付図書

	届出等	届出書	添付図書
建築物・工作物	工事完了の届出 《条例第15条》	工事完了届出書 【規則様式第11号】	工事完了後の写真 【規則様式第11号】

※ 添付図書に明示すべき事項は、次の表のとおりです。

図書の種類	明示すべき事項
工事完了後の写真	(1) 工事完了後の各立面の全体を示すカラー写真 (2) 工事完了後の各立面の主となる色彩について、届出のマンセル値と同一であることを示すカラー写真

第4 提出部数

届出書等及びその添付図書の提出部数は次のとおりです。

	届出書等の名称	部数
1	法第16条第1項の規定による「行為の届出」 「景観計画区域内における行為の届出書」 【規則様式第1号】	2部
2	法第16条第2項の規定による「変更の届出」 「景観計画区域内における行為の変更届出書」 【規則様式第3号】	
3	法第16条第5項の規定による「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」 「景観計画区域内における行為の通知書」 【規則様式第7号】	1部
4	条例第15条の規定による「工事完了の届出」 「工事完了届出書」 【規則様式第11号】	1部

第5 「行為の届出」及び「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」の対象行為

「行為の届出」及び「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」の対象となる行為は、次に掲げるものです。

- 1 建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 2 工作物の新設、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

3 物件の堆積

届出対象となる物件の堆積を例示すると次のものとなります。

(1) 「土石」

ただし、和光市土砂等のたい積に関する条例第2条第2号に規定する「土砂等のたい積」は届出対象行為から除く。(土砂等のたい積：埋立て、盛土その他の土地への土砂等のたい積（製品の製造又は加工のための原材料のたい積を除きます。）をいいます。)

(2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する「廃棄物」

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除きます。)

(3) 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する「再生資源」

使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるもの ペットボトル、アルミ缶など

注：上記のものは条文に記載された例示を説明したもので、「その他の物件の堆積」は、上記例示を含み、「資材」などを堆積する場合は、「その他の物件の堆積」に該当します。

※ 9頁の規則第2条第2項で定めている区域は、対象となりません。

第6 「変更の届出」の対象行為

「変更の届出」の対象となる行為は、次に掲げるものです。

「届出の変更」《法第16条第2項》

変更届出が必要な事項は、届け出た設計又は施行方法の変更となるものです。

ただし、「設計又は施行方法のうち、その変更により法第16条第1項及び第2項の届出に係る行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなるもの」は届出不要です。《省令第3条》

第7 「工事完了の届出」の対象行為

「工事完了の届出」の対象となる行為は、次に掲げるものです。

「工事完了の届出」の対象行為は、「行為の届出」をした「建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」及び「工作物の新設、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」です。

第8 「行為の届出」及び「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」の対象となる「行為の規模」

「行為の届出」及び「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」の対象となる「行為の規模」は、次に掲げる「行為の種類」ごとに定められた「行為の規模」です。

行為の規模

次の表に掲げる規模が届出等の対象となります。

表 1

行為の種類	行為の規模
(1) 建築物の新築、増築又は改築	新築又は増築若しくは改築後の建築物の高さが10m超、又は建築面積が500㎡超 (ただし、増築又は改築後の建築物の高さが10mを超え、又は建築面積が500㎡を超えるもののうち、増加する建築面積が10㎡以下のものは除きます。) 面積が1,000㎡以上の開発区域（都市計画法第29条第1項各号に掲げる開発行為に係るものを除きます。）内のそれぞれの敷地で行う建築物の新築
(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高さが10m超又は建築面積が500㎡超の建築物で、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1超
(3) 工作物の新設、増築又は改築	新設又は増築若しくは改築後の『工作物』の高さが10m超(ただし、『工作物』が『建築物』に付設される場合は、地盤面から当該『工作物』の上端までの高さが10mを超えるものに限ります。)
(4) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	工作物の高さが10mを超えるもので、その外観のうち、当該修繕等の対象となる面積が各立面の面積の3分の1超(ただし、工作物が建築物に付設される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さが10mを超えるものに限ります。)
(5) 物件の堆積	行為の対象となる土地の面積が500㎡超かつ堆積の高さが1.5m超

備考1 「建築物及び工作物」の「高さ」は、「建築基準法上の高さ」をいいます。

2 「物件の堆積」の「高さ」は、「物件の堆積」を行う「各地盤面」から、堆積物の上端までの「高さ」をいいます。

第9 「行為の届出」及び「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」の適用除外

「行為の届出」及び「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」が不要な行為は、以下のとおりです。

1 法第16条第7項に定める「適用除外行為」

- (1) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - ・ 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
 - ・ 仮設の工作物の建設等 など
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) その他
 - ・ 屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置 など

2 条例第9条第1号ア及び第2号アに定める「適用除外行為」

- (1) 建築物の移転
- (2) 工作物の移転

3 条例第9条第1号イに定める「適用除外行為」

建築基準法第85条に規定する仮設建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

4 条例第9条第1号ウ及び第2号ウ並びに規則第2条第3項及び第5項に定める「適用除外の規模」

条例第9条第1号ウ及び第2号ウ並びに規則第2条第3項及び第5項で定める規模は、8頁表1の左欄の(1)から(4)までに掲げる行為の種類ごとに、同表の右欄に掲げる行為の規模に該当しないものとします。

5 条例第9条第1号エ及び第2号エ並びに規則第2条第2項に定める「適用除外区域」

規則第2条第2項 条例第8条並びに第9条第1号エ及び第2号エの規則で定める区域は、次の各号に掲げる区域とする。

- (1) 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園の区域
- (2) 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区の区域

6 条例第9条第2号イに定める「適用除外行為」

建築基準法施行令第138条第1項各号、第2項各号又は第3項各号に掲げる工作物に該当しない工作物の新設、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

7 条例第9条第3号に定める「適用除外行為」

法第16条第1項第3号に掲げる行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為

第10 屋外広告物及び点滅光源

1 屋外広告物

屋外広告物の取扱いは、以下のとおりです。

- (1) 「行為の届出」時に、建築物等の壁面に屋外広告物を表示する場合は、当該屋外広告物が埼玉県屋外広告物条例の規定に適合するものであること及びその表示面積について、建築課に確認をしてください。

当該屋外広告物の色彩は、建築物等の外観に使用される色彩のうち、「色彩の制限基準」に該当しない色彩として扱います。

- (2) 行為の途中で屋外広告物を表示する場合は、「変更届出」が必要になります。

- (3) 建築物等の完成後に屋外広告物を表示する場合で、当該屋外広告物を含み色彩を変更する壁面の面積が、当該壁面の面積の3分の1を超えるときは、「行為の届出」が必要です。当該屋外広告物が埼玉県屋外広告物条例の規定に適合するものであること及びその表示面積について、建築課に確認をしてください。

当該屋外広告物の色彩は、建築物等の外観に使用される色彩のうち、「色彩の制限基準」に該当しない色彩として扱います。

2 点滅光源

点滅光源の取扱いは、以下のとおりです。

建築物等の壁面の一部又は全部が点滅光源で囲まれている場合は、その囲まれている壁面の面積を、点滅する光源が形成する面積とします(ただし、光が及ばない部分の面積は除きます。)

第 1 1 関係法令の確認

「行為の届出」等に当たり、当該行為が下記の関係法令に違反していないか確認してください。

1 建築物及び工作物

関係法令(例示)	関係機関
農地法	産業支援課
建築基準法	建築課
都市計画法 (開発行為に関すること)	建築課
埼玉県屋外広告物条例	建築課
和光市まちづくり条例	建築課

2 物件の堆積

関係法令(例示)	関係機関
農地法	産業支援課
都市計画法 (開発行為に関すること)	建築課
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物 =埼玉県西部環境管理事務所廃棄物・残土対策担当 一般廃棄物 =資源リサイクル課
埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例	3,000 m ³ 以上 =埼玉県西部環境管理事務所廃棄物・残土対策担当
和光市土砂等のたい積に関する条例	500 m ³ 以上 3,000 m ³ 未満=環境課
埼玉県屋外広告物条例	建築課

第 1 2 「行為の届出」、「変更の届出」、「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」及び「工事完了の届出」の主な流れ

1 「行為の届出」の主な流れ

「行為の届出」の主な流れは、以下のとおりです。

- (1) 行為者は、『景観計画区域内における行為の届出書』及び『添付図書』を、都市整備課に提出します。
- (2) 市は、提出された『景観計画区域内における行為の届出書』及び『添付図書』が、法・条例・規則・景観計画に適合しているか審査を行います。

(3) 市は、(2)の審査の結果、(2)の法令・計画等に適合していると認める場合、『届出受理通知書』又は『届出受理通知書兼行為の着手制限の期間短縮通知書』を、届出者に交付します。

(4) 届出者は、届出から30日経過後、又は着手制限の期間を短縮した場合は、短縮による着手制限の期間経過後、当該行為に着手することができます。

2 「変更の届出」の主な流れ

「変更の届出」の主な流れは、以下のとおりです。

(1) 行為者は、法第16条第2項の規定により届出事項を変更する場合は、『景観計画区域内における行為の変更届出書』及び『添付図書』を、都市整備課に提出します。

(2) 市は、提出された『景観計画区域内における行為の変更届出書』及び『添付図書』が、法・条例・規則・景観計画に適合しているか審査を行います。

(3) 市は、(2)の審査の結果、(2)の法令・計画等に適合していると認める場合、『届出受理通知書』又は『届出受理通知書兼行為の着手制限の期間短縮通知書』を、届出者に交付します。

(4) 届出者は、届出から30日経過後、又は着手制限の期間を短縮した場合は、短縮による着手制限の期間経過後、当該行為に着手することができます。

3 「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」の主な流れ

「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」の主な流れは、以下のとおりです。

(1) 行為者は、『景観計画区域内における行為の通知書』及び『添付図書』を都市整備課に提出します。

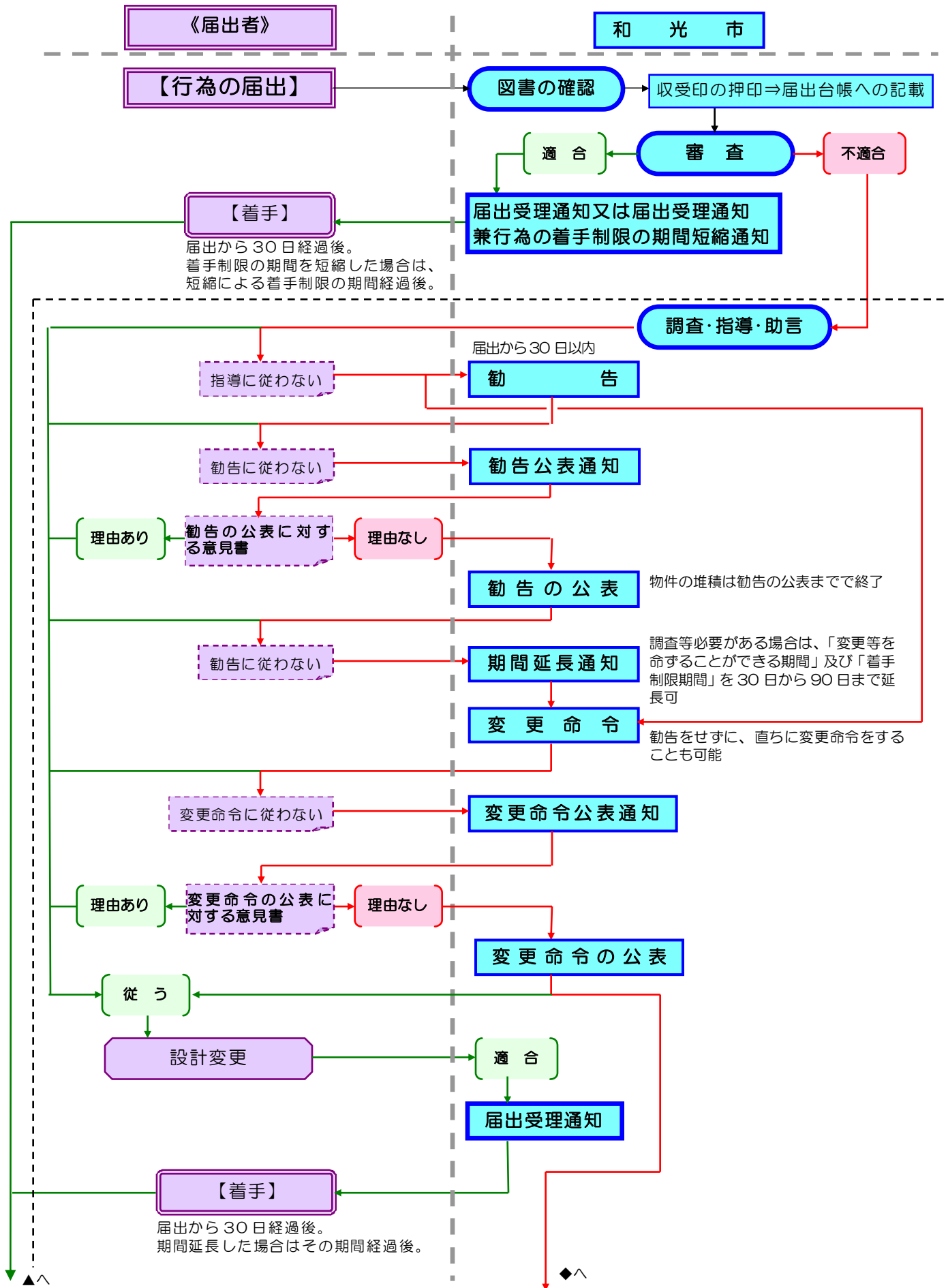
(2) 市は、提出された『景観計画区域内における行為の通知書』及び『添付図書』が、法・条例・規則・景観計画に適合しているか審査を行います。

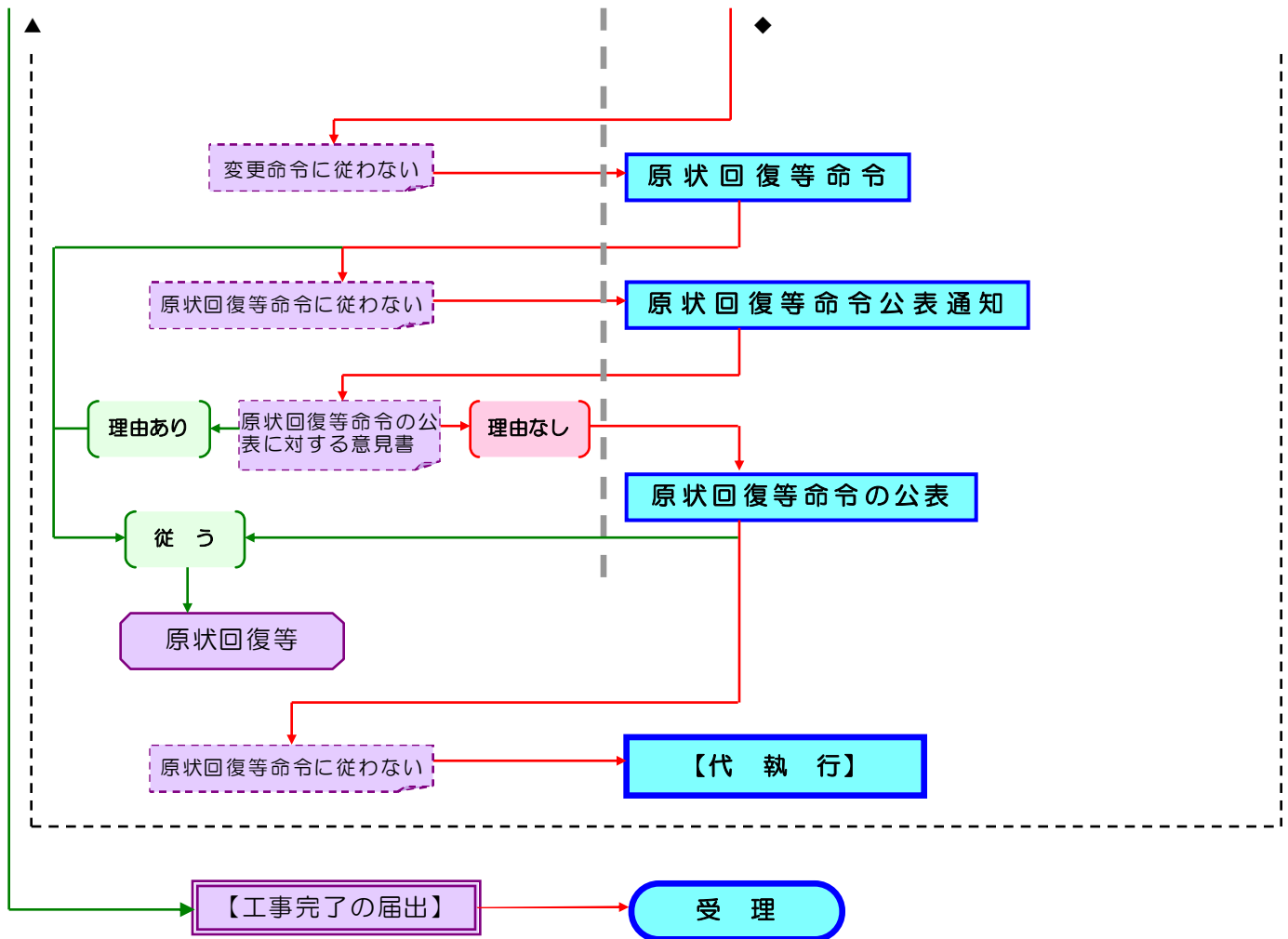
4 「工事完了の届出」の主な流れ

「工事完了の届出」の主な流れは、以下のとおりです。

届出者は、「行為の届出」をした「建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」及び「工作物の新設、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」に係る工事が完了したときは、速やかに『工事完了届出書』及び『添付図書』を、都市整備課に提出します。

フローチャート





工事完了後
 (「建築物の新築、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」及び「工作物の新設、増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」の場合のみ)